

平成28年度 大東市教育委員会 2月 定例会 会議録

1. 開催年月日

平成29年2月14日（火） 午後5時00分～午後6時00分

2. 開催場所

大東市教育委員会会議室

3. 出席者（5名）

- | | |
|--------|--------|
| ・ 教育長 | 亀岡 治義 |
| ・ 教育委員 | 花田 眞理子 |
| ・ 教育委員 | 田中 佐知子 |
| ・ 教育委員 | 水野 達朗 |
| ・ 教育委員 | 太田 忠雄 |

4. 出席説明員（16名）

- | | |
|------------------------|-------|
| ・ 学校教育部長兼教育政策室長 | 品川 知寛 |
| ・ 学校教育部指導監 | 岡本 功 |
| ・ 生涯学習部長 | 南田 隆司 |
| ・ 学校教育部総括次長兼学校管理課長 | 辻本 雄大 |
| ・ 生涯学習部総括次長兼スポーツ振興課長 | 前田 長昭 |
| ・ 学校教育部教育政策室課長 | 藤原 成典 |
| ・ 学校教育部教育政策室課長 | 田口 誠 |
| ・ 学校教育部教育政策室課長 | 伊東 敬太 |
| ・ 学校教育部教育政策室課長 | 宮田 典子 |
| ・ 学校教育部教育政策室課長兼教育研究所所長 | 渡邊 良 |
| ・ 生涯学習課長 | 田川 愛実 |
| ・ 生涯学習課参事 | 黒田 淳 |
| ・ 生涯学習課参事 | 吉田 浩樹 |
| ・ 野崎青少年教育センター所長 | 向井 孝志 |
| ・ 北条青少年教育センター所長 | 梅本 正直 |
| ・ 学校教育部教育政策室上席主査 | 米坂 知洋 |

5. 傍聴者 1名

6. 議事日程

- 日 程 第 1 会議録署名委員の指名について
- 日 程 第 2 教委議案第 2 号
平成 2 9 年度大東市立小学校および中学校の管理職人事について
- 日 程 第 3 教委議案第 3 号
平成 2 9 年度大東市学校園に対する指示事項について
- 日 程 第 4 教委議案第 4 号
平成 2 9 年度生涯学習、青少年および文化財施策の重点目標について
- 日 程 第 5 一般業務報告

7. 議案書

教委議案第2号

平成29年度大東市立小学校および中学校の管理職人事について

平成29年度大東市立小学校および中学校の管理職人事について次のとおり定める。

平成29年2月14日提出

大東市教育委員会
教育長 亀岡 治義

理 由

平成29年度の管理職人事において、「大東市立小・中学校教職員人事基本方針」に基づき、その職責にふさわしい識見と指導力を備えた人材を広域的に登用し、「特色ある学校づくり」の推進のために、適材を適所に配置するため。

※人事案件につき非公開

教委議案第3号

平成29年度大東市公立学校園に対する指示事項について

平成29年度大東市公立学校園に対する指示事項を次のとおり定める。

平成29年2月14日提出

大東市教育委員会
教育長 亀岡 治義

理 由

平成29年度の大東市公立学校園に対する指示事項を設定し、学校教育の活性化と充実に資するため。

平成 29 年度 大東市公立学校園に対する指示事項

《大東市教育大綱》

「あふれる笑顔 幸せのまち大東 の未来を拓く 人づくり」
—教育の充実による明日の社会を担う人づくり—

- 重点1 学力の向上
- 重点2 安全・安心な教育環境の推進
- 重点3 開かれた魅力ある学校づくり

《大東市教育ビジョン》

「学び合い、学び続ける明日の市民の育成」 網
—学び合う力は、教育に自立と協同の文化を育む—

大東のめざす子ども像

1. 「豊かな心」「確かな学力」と「健やかな体」を身につけた子ども
2. 「自ら学ぶ力」と「学び合う力」をつけた子ども
3. 自分や友だち、家族を大切にし、地域を支える子ども
4. 生涯にわたって、自ら学び続けようとする子ども

大東市教育委員会

平成 29 年度 学校教育の重点 「豊かな学びのための学校力の向上」

情報化やグローバル化といった社会的変化はますます加速度を増し、複雑で予測困難となってきている。このような時代だからこそ、子どもたちは変化を前向きに受け止め、社会や人生を、人間ならではの感性を働かせてより豊かなものにしていくことが期待されており、これからの時代に必要となる「生きる力」の育成に向けて、国や大阪府において教育に関する改革、見直しがこれまでにないスピードで推し進められている。

このような中、教育委員会や学校園は、すべての子どもが社会の変化に主体的に向き合い、関わり合い、無限の能力や可能性を最大限に発揮し、よりよい社会と幸福な人生の創り手となる力を身に付けられるような教育活動を展開し、保護者や市民から信頼を得るための魅力ある学校園づくりを一層強力に展開するとともに、「大東市教育大綱」の定める「あふれる笑顔 幸せのまち大東 の未来を拓く 人づくり」に取り組んでいかななくてはならない。

また、今年度で実施4年目を迎える「大東市教育ビジョン後期基本計画」に定める基本理念、めざす子ども像を踏まえて、全教職員がその具現化に向けての取組みをさらに充実・進化させる必要がある。

そして、あらゆる教育活動において、自分の生命がかけがえのないものであり、他者の生命もまたかけがえのないものであるという認識を育て、子どもたちが生きることの素晴らしさを実感し、自覚を深めることができるような取組みを展開しなければならない。

学力向上や人間関係づくり、規範意識のより一層の醸成、生徒指導上の課題解決のため、総合的に「学校力」を高め、知・徳・体の調和のとれた力を育成するべく、すべての子どもたちが生き生きと学ぶことのできる学校園をめざして、不断の努力が学校教育を担う私たちに求められている。市内校園の優れた実践を継続・発展させるとともに、全教職員が一致して、学校園全体で組織的な取組みを推進することが肝要である。

とりわけ、学力向上に向けては、学校教育の根幹である授業の一層の充実をめざした教員の授業力の向上が必須である。「主体的・対話的で深い学び」の視点で『学び合う授業づくり』による授業改善の工夫を行い、さまざまな研修を通じて切磋琢磨することにより、教員の専門性を高め、オール大東で学校教育の充実を図る必要がある。

時代の変化という「流行」の中で子どもたちが未来を切り拓いていくための基盤は、学校教育が長年積み重ねてきた専門性、つまり「不易」たるものの中でこそ育まれる。その「不易」を確かに継承しつつ、今、学校教育に求められている「流行」を的確に把握しながら、教職員自らが『教育は人なり』の矜持を持って資質・能力の向上に努め、進取の気性で教育活動を展開していかななくてはならない。

校園長のリーダーシップのもと、気持ちのそろった教職員集団を形成し、それぞれが持つ「学校力」をさらに高め、一体となって子どもたちの豊かな学びのための教育活動の推進に努めることを指示する。

1. 学校園の組織力・運営力の充実と教職員の資質の向上

学校園が、幼児・児童・生徒や保護者・地域のニーズに応じた教育活動を行い、市民から信頼される学びの場となるためには、組織として効果的に学校運営を行う体制の確立が肝要である。併せて、教職員が教育公務員としての責務を自覚し、資質と指導力を高めることが重要である。

【重点指示事項】

(1) 組織的な学校園運営の推進

① 校園長のリーダーシップによる学校園の組織的な運営

校園長がリーダーシップを発揮し、学校経営方針や教育目標等を教職員に周知し共有化を図るとともに、学校園全体として組織的な取組みを推進すること。また、地域連携や情報公開、情報管理、危機管理等の様々な課題に対応して、担当者を校務分掌に位置付ける等、校園長のマネジメントによる組織体制の確立を図ること。

② 開かれた学校園づくりの推進

各学校園においては、教育活動その他の学校運営について自律的・継続的に改善を行うために、学校評価を実施する等、P D C Aサイクルに基づいた学校経営の推進に努めること。また、学校教育自己診断や学校協議会を活用して保護者や地域の意見を学校運営に生かす等、学校運営体制の整備・充実に努めること。

併せて、「大東学び合いネット」のWebページ等を活用し、学校園の取組みを積極的に発信するなど、家庭や地域と連携した教育活動の展開に工夫すること。

(2) 教職員の資質の向上

① 豊かな人間性と高い専門性をめざして

豊かな人間性と高い専門性を持ち、自ら学び続ける教員をめざし、日々の研究と修養に努め、同僚性を高め、相互に指導力・資質の向上を図ることができる職場環境づくりに努めること。

学習指導・生徒指導・学級経営等が適切に行うことができない教員については、児童・生徒の学習を保障していくためにも、校長・教頭からの指導や同僚からの助言、学校体制としての支援、校内研修、市教委との連携等により改善に努めること。

② 計画的な人材育成の推進

校長のリーダーシップのもと、教職員を組織的・継続的に育成するため、首席や指導教諭等を活用し、日常的なO J Tの推進に努めること。とりわけ、初任者をはじめ教職経験年数の少ない教職員の資質向上を図るよう指導するとともに（「初任者等育成プログラム」平成26年3月、大阪府教育委員会）、首席・指導教諭等を軸に学校運営の中心となるミドルリーダーの育成及び管理職候補者の養成に努めること。

③ 教職員の評価・育成システムの適正かつ効果的な実施

「教職員の評価・育成システム」の実効性を高めるため、日頃より教職員とのコミュニケーションに努めながら、全教員の授業観察や教職員の職務遂行状況の把握を的確に行うこと。また、教職員の意欲と資質の向上、学校の活性化を図るためのシステムであることを認識し、一次評価者・二次評価者ともに評価基準を踏まえ、適正を期すとともに、結果の開示・説明を十分に行うこと。

また、授業を行う教員の評価に当たって、校長は、児童・生徒又は保護者による授業アンケートの結果や教員の授業観察、年間を通じての職務への取組み状況の把握を行うことで、より客観性を確保した評価を行うとともに、教員に対する指導・育成に努めること。

(3) 教職員のサービスの徹底

① 不祥事未然防止の取組み

すべての教職員が法令を遵守し、教育に携わる公務員としての自覚を一層高め、飲酒運転や個人情報等の紛失等の不祥事の未然防止を図るため、「不祥事予防に向けて自己点検《チェックリスト・例》(改訂版)」（平成22年9月）や「大阪府教育委員会サービス指導指針」、「大阪府教育委員会懲戒処分指針」等をもとに指導監督を適切に行い、報道された事案を活用する等日常的な注意喚起や校内研修等の充実に努めること。

② 体罰防止の取組み

体罰は法的に禁じられているばかりでなく、子どもの人権を著しく侵害する行為であり、いかなる場合においても絶対に許されないということを教職員一人ひとりに周知徹底すること。また、「体罰防止マニュアル」(府教育委員会Webページに掲載)等を活用し、生徒指導の工夫や体罰に至らない指導のあり方について教職員の意識化を図り、学校全体で取り組むこと。併せて校内に相談窓口を設置するとともに、様々な相談窓口について、児童・生徒や保護者に対し、その周知を行うこと。

③ セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントの防止

教職員間及び児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントやわいせつ行為及び児童・生徒との不適切な交際等は、重大な人権侵害や犯罪行為であるとの認識のもと、未然防止のための学校体制を確立すること。市教委及び府教委からの指導内容や通知内容は必ず全教職員に伝達するとともに研修を実施すること。また、学校・市教委・府教委の相談窓口の周知を行うこと。万一生起した場合は、被害者救済の観点から明確にしつつ、「学校(園)におけるセクシュアル・ハラスメントの防止および対応に関するガイドライン」(平成13年10月1日、大東市教育委員会)に従い速やかな対応を行うこと。

また、パワー・ハラスメントのない快適な働きやすい職場環境づくりを進めるため、「学校(園)におけるパワー・ハラスメントの防止および対応に関するガイドライン」(平成26年4月1日、大東市教育委員会)の趣旨を踏まえ、教職員への啓発や研修に努め、相談窓口等を設置すること。

④ サービス規律の確保

教職員のサービス規律の確保については平素より指導を徹底し、教職員の勤務時間管理や勤務場所を離れて行う研修等については適切な運用が行われるよう指導すること。併せて、労働安全衛生の観点からも勤務時間の把握に努め、各校の特色や状況に応じた長時間勤務の縮減に向けた取組みを推進し、教職員の健康保持に留意すること。

2. 豊かでたくましい人間性の育成、安全・安心な学校園づくり

子どもたちの豊かな人間性を育むため、人間尊重の精神や、生命及び自然を尊重する精神、自らを律し他者を思いやる心、規範意識、公共の精神、平和な社会の形成者としての自覚等を養うことが極めて重要である。そのため、あらゆる教育活動を通じて、子どもたちが相互に気持ちを伝え合う環境を醸成するとともに、互いに認め合い、「命を大切に作る心」や自尊感情を育てる取り組みが必要である。

すべての子どもたちが安全で、安心して学ぶことができる環境づくりを進める上で、「いじめ」、「長欠・不登校」、「暴力行為」等は、学校をあげて未然防止及び早期発見・早期解決に努めるべき極めて重要な課題であり、その予防と解決に向けて、児童・生徒に対し社会的資質や行動力を高める指導を行うとともに、全教職員が一致協力した生徒指導体制による組織的な対応、関係機関との積極的な連携等を進める必要がある。

【重点指示事項】

(1) 心の教育・人間関係づくり

① 豊かな心を育む道德教育の充実

校長の明確な方針のもと道德教育推進教師を中心に学校が一体となって指導体制を構築し、道德教育の全体計画及び「道德の時間」の年間指導計画に基づき、教育活動全体を通じて道德教育の充実を図ること。また、「私たちの道德」等の資料を積極的に活用し、児童・生徒が道德的価値及び自己や人間としての生き方の自覚を深められるよう指導するとともに、児童・生徒の主体的な活動の取り組みへの支援を計画的・発展的に図ること。さらに、「特別の教科 道德」の全面実施に向け、多様な指導方法や評価について研究を深め、実践につなげること。

② 人権教育の推進

人権教育推進計画の作成にあたっては、関係法令及び「人権教育基本方針」、「人権教育推進指針」に基づき、幼児・児童・生徒がこれまで学んできた内容や現在の状況等を踏まえ、発達段階に即した体系的なものとすること。

人権及び人権問題に関する正しい理解を深め、子ども、同和問題、男女平等、障害者、在日外国人に係る人権問題をはじめ、性的マイノリティ等様々な人権問題の解決をめざした教育を人権教育として総合的に推進すること。人権教育担当者を置き、推進体制を確立するとともに、経験年数の少ない教職員に対しては人権教育の取り組みや成果を継承できるよう校内外での研修の充実に努め、人権尊重の理念を学校園運営に反映するよう努めること。

また、校園長を中心とし、人権侵害を許さない学校園体制づくりに努めるとともに、差別事象等の人権侵害が生じた場合には迅速かつ組織的に対応すること。

③ キャリア教育の推進

小中連携による9年間を見通したキャリア教育に係る全体計画のもと、児童・生徒が、望ましい勤労観・職業観を育み、将来社会人として自立し、主体的に進路を選択できるよう、教育活動全体を通じて、発達段階に応じたキャリア教育の推進に努めること。

(進路指導)

進路指導にあたっては、生徒が自らの生き方を考え、将来に対する目的意識を持ち、自らの意志と責任で進路を選択決定する能力・態度を身に付けることができるよう指導・支援すること。府公立高等学校入学者選抜制度における調査書の変更にともない、特に中学校では、目標に準拠した評価の説明責任がより求められること

を踏まえ、適切な評価規準の作成や評価材料の蓄積等、学習評価の妥当性・信頼性を高める取組みを推進するとともに、評価活動について組織的な検証改善の取組みを確実に進めること。また、生徒・保護者へは評価に関わる適切な情報（評価の考え方・評価の仕組み・評価方法等）の提供に努めること。

進路情報や資料を適切に活用し、学校における進路ガイダンス機能の一層の充実を図ること。日本語指導を必要とする生徒及び保護者への進路指導、障害のある生徒の卒業後の進路指導にあつては、教職員間の確実な連携のもと、十分な情報提供、説明に努めること。

④ 幼児教育の充実

幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、子どもの生きる力の基礎を培うため、幼稚園・保育所・認定子ども園と小学校との連携や、家庭・地域との協働による総合的な幼児教育の充実を図ること。また、幼稚園・保育所・認定子ども園と小学校の円滑な接続が進むよう幼児と児童の交流や保育士・教員等による合同研修や保育・授業参観等を実施し、一層相互理解に努めること。

平成30年度からの次期幼稚園教育要領の全面実施に向けた取組みを進め、5歳児修了時までには育ててほしい具体的な姿を明確にし、幼児教育の学びの成果が小学校と共有されるよう工夫・改善に努めること。

⑤ 読書活動の推進

学校司書・司書教諭、学校図書館担当教員等を核として、子どもの発達段階に応じた読書活動を推進するとともに読書環境整備を図り、読書センター、学習センター及び情報センターとして、学校図書館の有効活用に一層努めること。また、学校、公立図書館司書や読書ボランティア等の支援人材と連携を図り、地域における読書活動の拠点としての環境づくりを進めること。

(2) 安心して学べる学校園づくり

① 生徒指導上の諸問題の解決と未然防止の取組み

問題行動事案の抑制と再発防止に向けては、正しい子ども理解を基盤として、すべての児童・生徒に対して規範意識や自他共に尊重できる人権感覚等、社会的資質や行動力を高める指導や援助が必要である。そのために、児童・生徒との信頼関係を築くとともに、全教職員が一致した生徒指導体制のもとで、児童・生徒の自己指導能力の育成を図る取組みの充実を図ること。また、学級経営や教科指導での指導の一貫性と、より多くの教員が児童・生徒一人ひとりに関わる取組みを推進し、事案が生起しにくい環境整備を図るとともに、小中連携による情報交換や取組みの交流に努めること。

問題行動事案が生起した場合は、「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」の活用等により、全教職員が一致した生徒指導方針と指導体制のもと、毅然とした生徒指導を行い、加害者への早期の指導や被害の拡大の未然防止等の対応を図ること。その際、状況に応じて関係機関との連携による対応や市の事業等を活用し、専門家や外部人材も含めたチームによる支援・対応を推進すること。

② いじめ問題への早期発見・早期対応・未然防止の取組み

「いじめ防止対策推進法」におけるいじめの定義を踏まえ、いじめが重大な人権侵害事象として根絶すべき教育課題であり、児童・生徒が自ら尊い命を絶つ可能性もある深刻な問題であること、いじめがどの学校でもどの子どもにも起こりうるも

のであることを教職員が共通理解し、「学校いじめ防止基本方針」のもと、未然防止、早期解決に努めること。

いじめ対応担当教員を校務分掌に位置づけ、教育活動全体において、いじめを許さない集団づくりやエンパワメントの推進に努めるとともに、早期発見のため、日常より全教職員がアンテナを高くし子ども理解に努めること。市が実施するアンケート調査に加え、各校独自のアンケート調査や、個別面談、個人ノートや生活ノート等の活用等、各学校の実情に応じた実態把握を行うこと。

事案が生じた場合は、事実を正確に把握し、組織的に迅速かつ適切に対応すること。近年増加傾向にあるネット上のトラブルや誹謗中傷の書き込み等の課題解決に対しては、児童・生徒への指導に加え、保護者への啓発活動を行うとともに、必要に応じて、市教委との連携により対応すること。

重大事態に至る恐れがあるいじめ等については市教委へ速やかに報告するとともに、「大東市いじめ防止基本方針」の「大東市におけるいじめ重大事態対応のフロー図」により、市教委と連携を図りながら、事象の態様に応じて関係機関や法律・福祉・心理等の専門家との連携を通じて組織的な対応を図ること。

③ 長欠・不登校児童生徒の減少に向けて

長欠・不登校の未然防止のため、日頃から児童・生徒の状況の把握に努めるとともに、機を逸することなく家庭訪問を行う等、きめ細やかで適切な対応を図ること。状況が困難な場合は、校内ケース会議等において、児童・生徒の状況を詳細に把握した上で具体的な支援方策の検討を行い、不登校指導員、スクールカウンセラー、適応指導教室（ボイス）の活用を行うこと。児童・生徒を取り巻く環境の改善に支援が必要な場合等は、スクールソーシャルワーカーを活用する等学校体制として取り組むこと。

日々の学校生活において、児童・生徒が主体的に取り組む共同的な活動や自己存在感や充実感を感じられる場を提供する取組みを推進すること。

④ 児童虐待の防止に向けて

教職員は児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待に対する認識を深め、子どものわずかな変化も見逃さないよう日頃から十分注意を払い、早期発見・早期対応に努めること。特に、早期発見の観点から、欠席が継続している幼児・児童・生徒に対して、定期的な安全確認を行うこと。また、虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合には、速やかに子ども家庭センター又は市家庭児童相談室等へ通告し、関係機関との連携により継続的に支援すること。

⑤ 危機管理体制の確立と防災教育の充実

子どもの命が脅かされる事象が生起していることを踏まえ、授業中はもとより、登下校時、放課後、長期休業中の登校日等における必要な措置を講じ、学校園内外における幼児・児童・生徒の安全確保及び学校園の安全管理に努めること。万一の事件・事故等の緊急事態に対処できるよう、学校園独自の危機管理マニュアルを作成し、様々な事態を想定した実践的な訓練を実施する等、危機管理体制を確立し、日頃から教職員の連絡・配備体制について周知徹底を図るとともに常時見直しをすること。特に、地域や通学路での安全確保については、「子ども安全見まもり隊」等の地域の学校安全ボランティアや警察等関係機関との連携の下、幼児・児童・生徒の安全確保についてきめ細かな対応を行うこと。

また、地震等自然災害を想定した避難訓練の充実を図るとともに、「大東市公立

学校園災害対応マニュアル」を踏まえて、災害発生時の危機管理に努め、子どもたちが自らの命を守り抜くための「主体的に行動する態度」を育成する防災教育を充実すること。

3. 学び合う学校園づくり・ともに育み合う教育環境

大東市教育ビジョン後期基本計画のもと、「学び合う」授業づくりの視点を踏まえ、より質の高い授業づくりと、集団づくりを充実させるとともに、学校園が核となり家庭・地域と力を合わせ、子どもたちの学力の基盤となる生活・学習習慣の向上を図り、ともに育み合う教育環境づくりを推進することが重要である。

【重点指示事項】

(1) 自ら学び、学び合う力の育成

① 授業の質の向上のための組織的な取組みの推進

これからの時代に求められる資質・能力の育成及び、すべての子どもにとって「わかる・できる・学習意欲がわく」授業をめざし、校長のリーダーシップのもと、「学び合う」授業づくりの組織的な研究体制を確立し、学力向上強化プロジェクトチームの指導・支援を生かして、より一層の授業の質の向上に不断に取り組むこと。

また、学校として一致した学力向上の方針に基づき、全国学力・学習状況調査や大東市共通到達度確認テスト等を活用し、児童・生徒の学習の状況を詳細に把握し、学力向上担当者を中心とした、PDCAサイクルを踏まえた具体的・組織的・効果的な取組みに確実につなげ、授業の質の向上を図ること。さらに、児童・生徒、教職員、保護者等が参画して多様な観点から授業を検証する「授業評価」を活用し、授業改善に努めること。

保護者に対しては、学校の教育課題や取組み状況と成果等について、わかりやすい周知の工夫を図り、積極的な発信に努めること。

② 学習習慣の定着と学習意欲の向上のために

「早寝・早起き・朝ごはん」「あいさつ」等の望ましい生活習慣の確立や家庭学習習慣の定着のため、必要な情報の積極的かつ具体的な発信を通して保護者や地域と課題の共有化を図り、理解と協力を得ること。また、「学校支援事業」や「大東・まなび舎」「放課後子ども教室」等を積極的に活用し、学校として放課後や土曜日の自学自習力育成の場の設定や「家庭学習の手引き」等の作成と周知、家庭学習の課題の工夫等を行い、児童・生徒の学習意欲の向上と学習習慣のさらなる定着を図ること。

③ 英語教育の充実

義務教育終了段階で、身近な事柄について、英語を使ってコミュニケーションを図ることができる生徒の育成をめざすため、中学校区での交流や効果的な研修に努めること。小学校においては、外国語の音声やリズムに慣れ親しませる活動をさらに充実し、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成すること。また、中学校においては英語の4技能をバランスよく指導するとともに、言語活動の充実や指導方法の工夫・改善を図ることを通じて、英語のコミュニケーション能力を高める取組みを推進すること。

④ 小中「連携から一貫」へ

小・中学校間の円滑な接続を図り、9年間を見通した指導の一貫性や系統性をもたせた授業づくり、学習規律の確立、生徒指導体制の充実をより一層推進すること。

「小中一貫教育モデル校プロジェクト事業」をはじめ、各中学校区においても、

これまでの特色ある小中連携の取組みをさらに深化させ、豊かな心の育成と学力の向上をめざした取組みのさらなる充実を図ること。

⑤ 情報教育の推進

教職員のICT活用・指導力の向上を図り、授業におけるより一層の指導の工夫と校務の効率化及び情報化を進めるとともに、児童・生徒の情報活用能力・情報モラルの育成に努めること。

(2) 「ともに学び、ともに育つ教育」のさらなる推進

① 一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実

特別支援教育を、すべての子どもが生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものにとらえ、学校園全体で組織的な取組みを推進すること。また教育的ニーズを把握し、基礎的環境整備や合理的配慮について適切に対応するとともに校内で共有を図り、保護者・関係機関・学校が連携し、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」の作成と効果的な活用を推進すること。さらに、定期的に評価・点検・見直しを行い、指導・支援の充実を図るとともに、一貫した支援が計画的・組織的に行われるよう努めること。

② ユニバーサルデザインによる授業づくり

発達障害等支援を必要とする児童・生徒が通常の学級にも多数在籍する中、ユニバーサルデザインによる授業づくり、集団づくり、学習環境づくりに積極的に取り組む等、全校的な支援体制のもと、特別支援教育コーディネーターを核として、組織的に教育活動を展開するよう努めること。

(3) 教育コミュニティづくり

学校を核とし、子どもの教育に地域社会全体で関わっていくシステムを充実させるため、「地域教育協議会（すこやかネット）」の活動を継続・発展させ、学校教育活動や地域活動の活性化に努めるとともに、学校園や地域の諸課題に対応した活動を組織的・積極的に推進すること。

(4) 健やかな体を育むために

体育活動に係る事故防止には万全を期すること。また、「新体力テスト」等を活用し、児童・生徒の体力の状況を把握して、体育の授業改善に努めるとともに、学校全体で体力づくりや体育的行事、運動部活動等の体育活動を活性化する取組みを推進することにより、体力・運動能力の向上に努めること。

教委議案第4号

平成29年度生涯学習、青少年および文化財施策の重点目標について

平成29年度生涯学習、青少年および文化財施策の重点目標を次のとおり定める。

平成29年2月14日提出

大東市教育委員会
教育長 亀岡 治義

理 由

平成29年度の生涯学習、青少年および文化財施策の重点目標を設定し、生涯学習、青少年および文化財施策の充実を図るため。

平成29年度

生涯学習、青少年および文化財施策の
重点目標

はじめに

- 個々の「創造的な学習」の推進が求められている今日、人々が変化の激しい社会の中で様々な課題に対応して生きていくためには「総合的な知識」の習得が重要であるとされており、市民を対象とした生涯学習（社会教育を含む。以下同じ。）環境の整備と充実が求められている。
- 日常生活に安らぎと潤いを求め、豊かなライフスタイルを構築したいという市民の思いを背景に、生涯学習、スポーツ、レクリエーションの環境を整えるとともに、市民の自発的な活動を通じて、健康の保持・増進や市民相互の連帯意識の醸成が必要である。
- 急激な社会状況の変化により青少年の健全な育成を阻む様々な要因が存在するなか、市と家庭、学校、地域等が協力し、子どもの安全と健全育成のためのきめ細かな取り組みの充実が求められている。
- 全ての人々が人生を豊かに生きることができるよう大東市人権尊重のまちづくり条例等に留意しつつ、地域において豊かな人間関係をつくり、相互理解を深めていくことが必要である。
- 歴史の中で、守り伝えられてきた文化財は、市民が誇るべき貴重な歴史的財産である。これを保存し、次代に伝えるとともに、歴史、文化を生かしたまちづくりのための貴重な資源として文化財の活用を図り、市民が住み続け人々が住みたくなる「魅力あるまち」を目指すことが重要である。

1 生涯学習活動の充実

【重点事項】

- ・ 市民一人ひとりの豊かな個性や創造性を尊重し、生涯にわたる自主的、主体的な生涯学習の機会の充実を図る。
- ・ 生涯学習の振興を図るため、施設の整備、充実と学校施設の活用、施設相互の連携など総合的かつ有効な利用促進に努める。
- ・ 市民の主体的な学習活動を支えるために、生涯学習情報の収集、提供、相談等の機能の充実を図ることにより、生涯学習の推進環境の充実を図る。

<具体的取組み>

- ① うるおいと心豊かな社会を醸成するため、生涯学習関係団体の一層の活動充実に向けた支援に努める。
- ② 生涯学習の総合的推進を図るため、職員と施設従事者の専門性の向上に努めるとともに、実施事業の評価、検証を通じた事業計画の精査に努め、効果的、効率的な事業展開を図る。
- ③ 各施設を生涯学習活動の拠点とし、利用者自らが適切な学習機会を選択し、自主的に学習を進めることができるよう生涯学習情報の提供や相談機能の充実を図るとともに、利用し易い施設とするよう工夫を凝らして、施設利用率の向上を目指す。
- ④ 図書館においては、読書離れや図書館離れの傾向が進行する中、市民の生活に関わる知識、情報の提供施設とした魅力あるサービスの提供に努めるとともに、図書館の将来のあり方について研究を進める。
- ⑤ 「大東市図書館を使った調べる学習コンクール」や学校図書室の支援を継続し、学校と連携することにより、子どもたちが主体的に学ぼうとする力や読書力の育成と、読書活動の一層の推進に努める。
- ⑥ 図書館システムのリース期間満了に合わせ、クラウドシステムの導入、新たなサービスの付加、リース期間の統一などの課題について、対応の検討を進める。
- ⑦ 図書館3館の指定管理者の指定期間満了に伴い、次期指定期間における図書館業務のあり方を検討しつつ、指定管理者の選考を行う。
- ⑧ 生涯学習施設をはじめ、他の施設との事業連携を進めることで、従来とは異なる利用者層を開拓し、生涯学習の裾野の拡大を図る。
- ⑨ 人材登録バンク（人財問屋）の活用を推進するなど、市民の自発的な学習活動の促進や学習成果活用の機会創出等により生涯学習環境の充実に努める。
- ⑩ 各施設において、生涯学習活動のきっかけとなる事業を積極的に実施し、事業の企画・運営における市民の参画や参加の機会創出に努めるとともに、活動する者の組織化と組織後の活動を支援することにより、市民の生涯学習活動の活性化を図る。
- ⑪ 老朽化した施設、設備、備品の修繕等を計画的に行い、利用者サービスの向上に努める。
- ⑫ 公共施設予約システムの保守期限終了に伴い、従来の施設予約事務の課題等の解決を図りながら、新たなシステムの導入を行う。

1-1 文化活動の振興

【重点事項】

- ・ 芸術文化は、生活にゆとりと潤いを与え、豊かな情操を養うことから、市民の芸術文化に対する関心を高める各種事業の推進を図る。

<具体的取組み>

- ① 市民が多様かつレベルの高い舞台芸術を鑑賞できる機会の充実を目指し、引き続き、市民文化自主事業の効果的かつ効率的な運用に努める。本格的な舞台芸術に各年齢層に身近に接していただくため、平成29年度は6月に「関西フィル」公演、10月に「0歳から楽しむファミリーコンサート」、1月にわらび座のミュージカル公演を実施する。
- ② 文化祭など市民が自主的に文化活動に参画できる環境づくりに努めるとともに、初心者がコンサート等に参加するための初歩的なスキルを身に付けられるような仕組みを検討する。
- ③ 芸術文化団体の育成、指導者の養成、活動の場の提供、情報提供等、市民活動のための条件を整え、毎年実施される吹奏楽コンクールを活用するなど地域における自主的な文化活動の促進に努める。
- ④ 生涯学習施設との連携や各文化団体間の連携の強化を図り、文化活動の質的、量的発展に努める。
- ⑤ 総合文化センターの指定管理者の指定期間満了に伴い、次期指定期間における目指すべき文化施策および同センターと文化協会のあり方を検討しつつ、指定管理者の選考を行う。

1-2 生涯スポーツの推進

【重点事項】

- ・ スポーツ活動が、健康の保持・増進、体力作りや地域社会の連帯感を育てるためにも大きな役割を担う中、市民が性別や年齢に関わらず、「だれもが、いつでも、どこでも、いつまでも」心身ともに健康で活力ある生活を送れる生涯スポーツ社会の実現に向けたスポーツ振興事業の推進と環境整備を図る。

〈具体的取組み〉

- ① スポーツ施設の指定管理者、総合型地域スポーツクラブ、市地域保健課など関係機関と連携して、市民の健康を増進させる取り組みを検討し、魅力ある事業が実施できるよう努める。
- ② スポーツ施設の指定管理者同士の連携を図り、各スポーツ施設が市の統一的な目標の下、市民のスポーツ振興に効果的な事業が実施できるよう努める。
- ③ テニスコート利用の逼迫状況を緩和し、安全にテニスを楽しむことができるよう、テニスコートの1面増設と防護フェンス設置の計画を推進する。
- ④ 夜間照明設備を有するグラウンドの円滑な運用と利用促進を図り、市民（特に勤労者）に向けたスポーツ活動の充実に努めるとともに、更なる夜間照明施設の必要性を検討する。
- ⑤ 市民体育館、テニスコート、龍間運動広場の指定管理者が「大阪スポーツみどり財団」に交代することに伴い、円滑な移行を実行するとともに、新指定管理者の特徴を活かした運営を支援する。
- ⑥ スポーツ指導者の確保および育成に努め、市民がより一層スポーツに親しみ、楽しむことができる機会の拡充を図りながら各体育施設の利用促進を図る。
- ⑦ 老朽化した施設、設備、備品の修繕等を計画的に行い、利用者サービスの向上に努める。

2 青少年の健全育成

【重点事項】

- ・ 少子化や核家族化をはじめ、都市化による人間関係の希薄化、遊び場や居場所等の減少、スマートフォン等の普及による有害情報にさらされる機会の増加など、青少年を取り巻く状況の変化に伴い、青少年による犯罪や、いじめや不登校、ひきこもり、虐待、犯罪被害等、青少年の安全が脅かされる事象が深刻化している状況を踏まえ、青少年の健全育成にふさわしい環境づくりと安全確保に努める。
- ・ 青少年に対する指導者の養成や人材の発掘を行い、自主的・自発的な活動をめざした青少年育成活動を促進する。

<具体的取組み>

- ① 犯罪から青少年を守るために、青少年指導員会を中心に行われる市内一斉巡視、「こども110番の家」運動、声かけネットワーク会議などの取組みについて、関係者と連携して推進に努める。また、こども110番の家では人が常在する事業所での普及を図り、ステッカーを外から見やすい場所へ掲示することで、地域で子どもを守る環境づくりを進める。
- ② 「子どもの安全見まもり隊」の支援体制を固め、ボランティアが活動しやすい環境を整備するなど、引き続き、研修の実施や必要物品の支給による活動の支援、充実に努め、活動者に対して、感謝状の贈呈を順次実施する。
- ③ 現代の子どもに不足している自然体験活動や集団生活体験を青少年野外活動センターの活用で促進するとともに、リーダーの育成、ものづくり、地域の伝統文化を理解・継承する活動等、子どもの様々な体験活動の推進に努める。
- ④ 子ども会の加入促進と充実の支援に努め、将来の子ども会の在り方についての検討を進めるとともに、青少年ルームを活用し、地域での青少年の実態把握、子ども会の事務支援、野外活動その他青少年に関する相談の充実に努める。
- ⑤ 青少年野活動センターと青少年ルームの指定管理者の指定期間満了に伴い、次期指定期間における目指すべき施策のあり方を検討しつつ、指定管理者の選定を行う。
- ⑥ 学校教育部とともに、子どもの学び・育ちの基礎である家庭の教育力向上を支援するとともに、学校、家庭、地域の連携強化と、連携する業務の実施や支援に努める。
- ⑦ 青少年をとりまく課題について、青少年健全育成市民大会の開催など市民の関心を高めるよう啓発活動に努める。
- ⑧ 放課後児童健全育成事業の基準条例に規定する基準に合致するよう児童クラブの施設整備と適切な運営を行う。今年度は、登録者数の増加が著しい諸福小と三箇小の児童クラブの教室の増設計画を進める。
- ⑨ 放課後児童クラブの指定管理者の指定期間満了に伴い、放課後子ども教室と放課後児童クラブの一体運営、児童クラブを併設している「まなび泉」の効率的運営など次期指定期間における目指すべき施策のあり方を検討しつつ、指定管理者の選定を行う。

3 人権教育の充実と人権尊重のまちづくり推進の取り組み

【重点事項】

- ・ 「大東市人権教育基本方針」等の趣旨を踏まえ、生涯学習分野において、人権問題の理解と認識を深めるための啓発活動の推進と、学習機会の提供を図る。
- ・ 情報通信手段を悪用した人権を侵害する行為が発生していることから、人権啓発所管部と連携し、生涯学習関係団体の取り組みや各種生涯学習事業において、様々な人権問題について、市民一人ひとりの正しい理解と認識を深めるための啓発活動を推進することにより人権尊重のまちづくりに努める。

<具体的取り組み>

- ① 人権啓発関係諸団体や関係機関と連携し、生涯学習関係団体における人権問題研修の充実と、各種の研修機会を活用した市民の人権意識の向上に努める。
- ② 人権啓発活動の充実を図るため、生涯学習の場や人権啓発に関わるイベント、体験型の啓発活動などへの参加を通じ、指導者の養成および資質の向上に努める。
- ③ 国連「こどもの権利条約」および「大東市人権教育基本方針」「大東市こども基本条例」等の趣旨を踏まえ、生涯学習の場での子どもの人権についての啓発活動の促進に努める。
- ④ 高度情報社会の中で人権を侵害する行為が発生していることから、個人情報を取り扱う部署において、より厳格に個人情報を取り扱うとともに、ネットリテラシー教育などさまざまな研修の機会を活用し、個人情報の保護をはじめ人権意識の高揚に努める。
- ⑤ 生涯学習活動を通じて、世代間交流や様々な人々の交流を推進して相互理解の促進に努め、様々な課題を有する人々が、社会的、文化的、経済的水準の向上を図ることができるよう活動の支援に努める。
- ⑥ 障害のある人をはじめ、青少年、女性、高齢者などの積極的な社会参加、参画を促進するための生涯学習活動の推進に努める。また、男女共同参画ルームを所管することを活かし、男女共同参画社会を目指す活動の支援を行う。
- ⑦ 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」や「大東市こころふれあう手話言語条例」の趣旨を踏まえ、施設改善や社会的障壁の除去を配慮した運営に努める。
- ⑧ 日本語読み書き講座により在住外国人の日常生活の支援を図るとともに、講座に参加する外国人と市民との交流イベントを開催する。また、継続して実施している早稲田大学留学生の受け入れ事業などにより、市民の多文化理解に努める。

4 文化財の保存と活用

【重点事項】

- ・ 永い歴史の中で、育まれ、守り伝えられてきた文化財は、身近な歴史を知る貴重な資料であり、祖先の息吹を伝えてくれるかけがえのない財産であることから、大東市文化財保護条例に基づき、文化財保護施策の推進を図る。
- ・ 歴史民俗資料館を拠点施設として、本市の歴史、文化財等に親しみや愛着を持って頂くことができるような施策の実施に努める。
- ・ 市内各所にある文化財等を調査、研究することにより、歴史資源の掘り起しを行い、歴史資源を活用した「まちづくり」に必要な情報の整理、提供を図る。

<具体的取組み>

- ① 本市の歴史を理解するうえで欠くことのできない文化財については、調査、研究しながら、重要なものについては、保存・継承など適切な保護措置に努め、その特性に応じた活用を図る。
- ② 埋蔵文化財の保護に当たっては、その周知に努め、法令に基づいた指導を行い、的確かつ迅速な保存措置に努める。なお、開発指導要綱に基づき協議を要する埋蔵文化財包蔵地の周辺地の区域については、これまでの試掘等の実績から縮小する方向で適正な区域に見直しを図る。
- ③ 飯盛城跡の国史跡指定に向け、専門委員会の意見を聴きながら、引き続き、発掘調査、文献調査などの調査研究を実施する。郷土の歴史資産に対する関心を高めるため、調査研究の成果を現場説明会やシンポジウムの開催、ホームページへの掲示、パンフレットの作成、関連講座の開催などの手段を用いて市民等に公開する。
- ④ 平野屋新田会所跡の整備計画について、関係者の理解を求めつつ、その方向性を定めながら進める。また、市民サポーター会議の自律的な活動を支援し、見学会や講座等の実施を通じて市民の平野屋新田会所への関心を高める。
- ⑤ 市史漫画「近世編」や平成29年度中に刊行予定の「古代編」を活用し、本市の歴史を理解し、親しみを持ってもらえるような取り組みを進める。また、市史資料集の刊行に合わせて講座等を開催し、市史に対する理解を深める。
- ⑥ 歴史民俗資料館で、季節ごとの展示、種々の講座や講習会、学校と連携した展示や出前授業の実施などにより、市民（特に若年層）に大東市の歴史の周知を図り、大東市に愛着を抱いてもらえるような施策を実施するとともに、午前中に来館者が多く、夜間の来館者が少ないという状況を踏まえ、開館時間と閉館時間を30分早め、来館者獲得に努める。
- ⑦ 幅広い年齢層の市民の文化財等に対する理解を深め、文化財等に関する市民活動を支援するため、市民学芸員の制度等を活用し、市民活動の支援と人材の育成を促進する。また、広報誌への連載、説明板の設置など積極的な広報活動に努める。

- ⑧ 歴史民俗資料館等が収集している民俗資料、文献資料、収蔵図書等を整理し、展示などにより活用を図る。
- ⑨ 歴史的資源を活用したまちづくりを進めるため、広報誌やホームページ掲載など従来の方法に加え、SNSやマスコミによる情報発信に積極的に努める。
- ⑩ 歴史とスポーツふれあいセンターの指定管理者の指定期間満了に伴い、歴史民俗資料館の将来のあり方やスポーツ施設の活用などについて、堂山古墳史跡広場の管理運営を含めて次期指定期間における目指すべき施策のあり方を検討しつつ、指定管理者の選考を行う。

8. 一般業務報告

1. 大東市外国人学校運営補助金交付要綱を廃止する要綱について
2. 平成28年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果の概要について
3. 平成29年度中学生チャレンジテスト 実施要領について
4. 大東市立歴史とスポーツふれあいセンター条例の一部を改正する条例について

9. 会議録

亀岡教育長

それでは、2月の教育委員会定例会を開催いたします。

本日の出席状況についてご報告をよろしく申し上げます。

品川部長

本日の出席者は教育長並びに教育委員4名、合計5名でございます。

亀岡教育長

それでは、議事に入らせていただきます。

日程第1 「会議録署名委員の指名について」でございますが、本日の署名委員は、太田委員によろしくお願いいたします。

次に、日程第2 教委議案第2号「平成29年度大東市立小学校および中学校の管理職人事について」ですが、人事案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書きの規定により非公開としたいと考えますが、賛成の委員は挙手をお願いします。

【挙手全員】

亀岡教育長

それでは、本議案は非公開とし、この後、別途審議することといたします。

次に、日程第3 教委議案第3号「平成29年度大東市公立学校園に対する指示事項について」の提案理由の説明をお願いします。

宮田課長

教委議案第3号平成29年度大東市公立学校園に対する指示事項について、ご説明いたします。

参考として、網掛けを付したものを付けておりますので、そちらをご覧くださいと思います。

大阪府教育委員会からの「市町村教育委員会に対する指導・助言事項」の内容を踏まえ、本市における学校教育の状況や課題、市としてめざすところ、また市独自の取組み等を盛り込んで、平成29年度、各学校園において重点的に取り組むべき事項について指示するものです。

主な内容についてご説明いたします。

平成29年度「学校教育の重点」としては、28年度に引き続き、「豊かな学びのための学校力の向上」とし、情報化やグローバル化といった社会の激しい変化や将来の変化を予測しにくい時代の到来の中、子どもたちが変化を前向きに受け止め、無限の能力や可能性を最大限に発揮し、よりよい社会と幸福な人生の創り手となる力を身に付けられるような教育活動を展開し、保護者・市民から信頼される学校園づくりを、より一層、推進するとともに、「大東市教育大綱」の基本大綱の実現に取り組んでいくこと。今年度4年目を迎える「大東市教育ビジョン後期基本計画」の基本理念、めざす子ども像の具現化に向けた取組みを全教職員で充実・進化させること。生命の大切さ、生きることの素晴らしさを実感できる教育活動の展開を指示しています。また、学力向上や人間関係づくり、規範意識のより一層の醸成、生徒指導上の課題解決のため、総合的に「学校力」を高め、全ての子どもたちが生き生きと学ぶことのできる学校園をめざして、優れた実践を継承・発展させ、学校園全体で組織的な取組みを推進していくこと。とりわけ、学力向上に向けては、「主体的・対話的で深い学び」の視点で『学び合う授業づくり』による授業改善を進め、教員の専門性を高めて、オール大東で学校教育の充実を図ること。さらに、学校教育が積み重ねてきた専門性、つまり「不易」を確かに継承しつつ、時代の変化という「流行」を的確に把握しながら、『教育は人なり』の矜持を持って教育活動を展開していくこと。そして、校園長のリーダーシップのもと、気持ちのそろった教職員集団を形成し、それぞれの「学校力」をさらに高め、一体となった教育活動を推進することを指示しています。

具体的な内容については、3つの柱立てでの構成としています。

1ページ目をご覧ください。昨年度から比較しての特徴的な部分についてですが、順を追って、1. 学校園の組織力・運営力の充実と教職員の資質の向上における項目では、内容の大きな変更はなく、より一層の組織的な学校園運営と教職員の資質の向上、サービスの

徹底に努めるよう指示しております。

2 ページ目の④「服務規律の確保」のところでは、各校の特色や状況に応じた長時間勤務の縮減に向けた取組みを推進することを盛り込んでおります。

3 ページ目をご覧ください。2. 豊かでたくましい人間性の育成、安全・安心な学校園づくりにおいては、重点指示事項（1）心の教育・人間関係づくりの①「豊かな心を育む道德教育の充実」について、「特別の教科 道德」の全面実施に向け、多様な指導方法や評価について研究を深め、実践につなげることを指示しております。

②「人権教育の推進」について、性的マイノリティの人権問題を含めた様々な人権問題の解決をめざした教育を人権教育として総合的に推進することを求めています。

③「キャリア教育の推進」については、昨年度、「学習評価（目標に準拠した評価）の改善」と別立てしておりました項目を（進路指導）の中に盛り込み、網掛けの部分を移動させました。

4 ページ目の④「幼児教育の充実」については、平成30年度からの次期幼稚園教育要領の全面実施に向けた取組みを推進することと、小学校との円滑な連携に向けて工夫・改善に努めることを付け加えております。

⑤「読書活動の推進」については、昨年度も示しておりました学習センター・情報センター・読書センターとしての学校図書館の有効活用に努めることに加え、学校司書・司書教諭、学校図書館担当教員等を核とした読書活動の推進や読書環境の整備、学校図書館の役割として地域における読書活動の拠点としての環境づくりの推進を求めています。

次に、重点指示事項（2）安心して学べる学校園づくりの①「生徒指導上の諸問題の解決と未然防止の取組み」においては、内容に大きな変更はなく、文章を整理して示しております。

5 ページにまいりまして、③「長欠・不登校児童生徒の減少に向

けて」では、文言の整理と、網掛けの部分、児童・生徒が主体的に取り組む共同的な活動や自己存在感や充実感を感じられる場所を提供する取組みを推進することを加筆いたしました。

⑤「危機管理体制の確立と防災教育の充実」においては、危機管理体制の周知徹底と見直しを求め、現在策定中の「大東市公立学校園災害対応マニュアル」を踏まえて、災害発生時の危機管理に努めることを求めました。

6 ページにまいります。3. 学び合う学校園づくり・ともに育み合う教育環境では、より質の高い授業づくりをめざし、重点指示事項（1）自ら学び、学び合う力の育成の①「授業の質の向上のための組織的な取組みの推進」について、および②「学習習慣の定着と学習意欲の向上のために」では、文言の整理をさせていただきましたが、内容に変更はございません。

③「英語教育の充実」においては、義務教育終了段階で、身近な事柄について、英語を使ってコミュニケーションを図ることができる生徒の育成をめざすことについては、昨年同様ですが、中学校区での交流や効果的な研修を加え、小学校における外国語の音声やリズムに慣れ親しませる活動をさらに充実すること等を加筆しております。

④「小中「連携から一貫」へ」では、来年度から始まる「小中一貫教育モデル校プロジェクト事業」をはじめ、各中学校区においても、これまでの小中連携の取組みを深化させ、さらなる充実を図ることとしています。

7 ページにまいります。重点指示事項（2）「ともに学び、ともに育つ教育」のさらなる推進については、内容の変更等は、ございません。

重点指示事項（4）健やかな体を育むためには、体育活動に係る事故防止には万全を期することとし、安全な体育活動の実施を促しております。また、体育の授業改善に努めるとともに、学校全体

で体力づくり等に取り組み、体力・運動能力の向上に努めることを求めています。

以上、長くなりましたが、主な変更、追加をした点について中心に説明をさせていただきました。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

亀岡教育長

それでは、この案件に関しまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

水野委員

いくつか質問がありますので、順に1点ずつ申し上げます。まず、1点目が、冒頭の平成29年度 学校教育の重点「豊かな学びのための学校力の向上」において、2行目で「このような時代だからこそ、子どもたちは変化を前向きに受け止め、」とあります。たしかによく使われる文言ではあるのですが、大東市においては、これから小中一貫教育モデル校区事業が始まるにあたり、中1ギャップ、つまり変化をもう少しならかにしていくように小中一貫を進めていこうという議論が進んでいたかと思うのですが、それとの文言の整合性をどのように図っているのかをお聞かせいただきたいです。

2点目が、4ページの④幼児教育の充実の網掛け部分、「平成30年度からの…」というところですが、これはむしろ小学校側からの幼稚園の間で育てほしい具体的な姿やこれだけのことをしてほしいという要望が重要かと感じたのですが、これは幼稚園だけで決めることなのか、小学校と幼稚園が連携して議論された上で決めることなのか、これをお聞かせください。

3点目が、5ページの③長欠・不登校児童生徒の減少に向けてというところで、「不登校指導員」となっているところが、昨年度は「不登校支援員」でありまして、今年度中に名称変更があったと思うのですが、再確認ですが、不登校支援員から不登校指導員に名称を変えられた意図やニュアンス等のご説明をお願いいたします。

岡本指導監

ご指摘いただいた点につきまして、まず1点目でございますが、

ますます複雑で予測困難となる社会におきまして、子どもたちは変化を前向きに受け止め、この文言につきましては、新学習指導要領に向けた文科省の方針の中でも出されている文言でもありますが、こういう力の育成を総体として、主眼を置いて取り組みながら、なおかつ、委員のご指摘がありました中1ギャップ、これはまさに具体的な課題、心配される点ということでもありますので、それについては具体的に手当てをしていくということです。ですから、この指示事項を4月の市校園長・主任教頭等合同会で指示いたします折に、そのあたりのずれが出ませんように、その2つにつきましては、整合性を丁寧に指示し、説明をしたいと思っております。

2点目の幼児教育の充実についてでございますが、平成30年度から始まります次期幼稚園教育要領の中では、例えば、健康な心と体であったり、自立心であったり、共同性であったり、こういう5歳児終了時までには育てほしい具体的な姿が明確に示されております。これにつきましては、すでに幼稚園の方で取組みを意識をして進めているところでありますが、小学校との連携が今後ますます重要になります。ですから、この指示事項につきましては、幼稚園に対してだけではなく、小学校に対しても指示をする内容ということと考えております。

最後に、不登校の指導員の名称でございますが、これはかつて支援員等の名称で使われておりましたけれども、配置校の増加に伴いまして、この指導員という名称に今年度から変更しております。その意図するところとしましては、単なる教員の補助であったり、側面からの不登校児童生徒への支援ということに留まらず、学校体制の中でより意図的に子どもたちに関わっていく、そういう意図をもってこの名称に変更したところでございますので、指示事項にもこの指導員という名称で掲載をしております。

いま3点目のお答えにあったのは、要は、不登校支援員という名称のときは、どちらかというと外部のサポーターのような扱いだっ

たけれども、不登校指導員と名称を変えたからには、学校の中にある不登校の担当の方というニュアンスに変わるということですね。

岡本指導監

そのとおりです。より位置づけを明確にしたということでございます。

花田委員

28年度と比較して拝聴していたのですが、随分と内容がより具体的に、つまり加わったことがかなり多いように感じました。一方で、2ページの④服務規律の確保のところでは、長時間勤務の縮減に向けた取組みということですので、学校園への指示事項が増えたということと、この長時間勤務の縮減というところを両立させるためには、やはり丁寧な説明が必要かなと思います。それぞれの学校園での取組みは、それぞれの学校園に任せなければいけないかもしれませんが、委員会としてそのあたりをそれぞれ説明いただければありがたいかなと思いました。どうしても指示事項が増えますと、しなければいけないが増えるような気がしますので、そのあたりはきめ細かいご説明をお願いしたいと思います。

それから、4ページの⑤読書活動の推進のところ、司書のこと、それから地域における読書活動の拠点としての環境づくりについて書かれていて、来年度は、司書が増配されるというふうにお聞きしています。それで、ぜひこの機会に増配された小学校はもとより、全ての学校園で、司書の活動によって、読書活動が豊かになるというかなと思いますので、そのあたりも特にお願いしたいところがございます。

最後に、お聞きしたいのですが、7ページの(4)健やかな体育むためにというところです。28年度を拝見すると、(4)のところ①から③があって、①体力・運動能力向上の取組みと事故防止、ここは残っていると思うのですが、②食育の推進、③薬物乱用防止の取組み、ここが29年度は減っているのですが、このあたりの経緯を教えてくださいと思います。

宮田課長

この指示事項につきましては、大阪府教育委員会の市町村教育委

員会に対する指導・助言事項を参考にさせていただいております。来年度の指導助言事項につきましては、府教育委員会の方もかなり内容を絞ってきております。もちろん外れたからといって取組みをしないということではないのですが、あれもこれも総体的に重点事項に入れるのではなく、少しタイトに絞った形での提示になっております。そのあたりも踏まえまして、食育、薬物乱用につきましても、来年度ももちろん推進はしていくのですが、重点事項のところからは外させていただいております。

花田委員

食育については、大東市にはトマッピーという食育のキャラクターがいて、学校の入り口等にもありますし、力を入れているところだと思いますので、外れたのがさみしい感じがいたしました。ぜひ、続けていただくように、また学校園にお声がけいただけたらと思います。

田中委員

5ページの③長欠・不登校児童生徒の減少に向けてのところで、「日々の学校生活において、児童・生徒が主体的に取り組む共同的な活動や自己存在感や充実感を感じられる場所を提供する取組み」とあるのですが、場所を提供する取組みというのは、具体的にはどのようなことを指しているのでしょうか。

宮田課長

大東市では、学びあう授業づくりを中心に児童生徒が主体的に取り組む授業づくりに取り組んでおります。このあたりにつきましては、やはり長欠・不登校の児童生徒、原因につきましては複合的になっておりますので、一概には申せませんが、やはり何より学校において子どもたちが楽しい、居場所がある、安心感を得られることが第一だと思いますので、この共同的な活動、自己存在感や充実感を感じられる場所というのは、やはり第一には学級になってくると思いますが、学級、学校すべてを含むそういう場を提供できる授業づくり、それから集団づくりの取組みも含めて、全てを含んでおります。

花田委員

物理的な場所を提供するのではなく、学校あるいは学級をそうい

う場所にするという意味でございますね。この表現でそれが伝わるかどうかというと、少し心配かなと思います。

田中委員

私は、ボイスの活動のことを指して、さらにプラスアルファがあるのかなというふうに、何か新しい取組みのようなものを考えられたのかなと思っていたのですが、それは見解の違いかもしれませんので、それで結構です。

亀岡教育長

「場所」より「場」の提供の方がよいのではないのでしょうか。冒頭に学校生活においてという文言が入っているので、学校ということとは分かると思うのですが。

宮田課長

訂正させていただきます。

亀岡教育長

他にございませんか。無いようですので、この案件につきまして、賛成の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

亀岡教育長

それでは、この案件に関しまして承認といたします。

次に、日程第4 教委議案第4号「平成29年度生涯学習、青少年および文化財施策の重点目標について」の提案理由の説明をお願いします。

南田部長

教委議案第4号平成29年度生涯学習、青少年および文化財施策の重点目標について、ご説明いたします。

これは、平成29年度の生涯学習、青少年および文化財施策の重点目標等を設定することにより、生涯学習、青少年および文化財施策の充実を図ろうとするもので、毎年度当初に定めております。

それでは、説明に入ります。新旧対照表をご覧ください。変更部に下線を引いており、説明は、主に、前年度からの変更部分について行います。

平成29年度の全体のフレームは、平成25年度から5年間同じで、「はじめに」に続き、1の「生涯学習活動の充実」、2の「青少年の健全育成」、3の「人権教育の充実と人権尊重のまちづくり推進の取組み」、4の「文化財の保存と活用」の4項目から構成され、

1の「生涯学習活動の充実」には、更に「文化活動の振興」と「生涯スポーツの推進」という2つの小項目を設けています。

平成29年度の重点目標につきましては、各項目の背景を記載した「はじめに」と、各項目の冒頭に四角で囲まれた「重点事項」については、文言の変更等だけであり、基本的に大きな変更ありませんが、重点事項の下の「具体的取組み」は、平成29年度の実施予定事業に応じて、修正しています。

それではまず、3ページの「生涯学習活動の充実」についてです。⑥の図書館システムについては、平成30年度の中央図書館のシステムのリース期間が終了することによる新システムの検討であり、⑫の公共施設予約システムについては、保守期限が終了することによる新システムの導入です。また、⑦は総合文化センターと図書館3館の指定管理期間の満了による今後5年間の事業者選考を行うものです。指定管理者の選考はこの2つに加え、青少年野外活動センターと歴史とスポーツふれあいセンター、放課後児童クラブの計5つのグループが対象になっています。

4ページと5ページには、「生涯学習活動の充実」の下の小項目となっています。4ページの「文化活動の振興」では、具体的取組みの①で、平成29年度に計画している市民文化自主事業のイベントを掲示しており、②で市民が文化活動に参加するハードルを下げる初心者用の講座の開催等の検討を行うこととしています。

5ページの「生涯スポーツの推進」の具体的取組みでは、市制施行60周年記念事業が終了し、①と②では関係団体と連携して健康を含む、効果的な取組みを行い、⑦では施設の修繕等を計画的に実施するなど、例年の取組みとしています。例年がないものとしては、③のテニスコートの増設計画の促進、④の夜間照明設備の利用促進、⑤の指定管理者変更に伴う円滑な引き継ぎを取り上げています。

6ページの「青少年の健全育成」の具体的取組みでは、②の子ど

もの安全見まもり隊のメンバーに対する感謝状の贈呈、⑧の放課後児童クラブの三箇小と諸福小が登録児童数増加による教室の増設を行うことが主な変更点となっています。

次の7ページの「人権教育の充実と人権尊重のまちづくり推進」の具体的取組みでは、④で個人情報のより厳格な取り扱いと、研修の具体例として、ネットリテラシー教育を取り上げています。また、⑦では昨年施行された「手話言語条例」の趣旨を踏まえた運営に努めることとしています。

最後に8ページ、「文化財の保存と活用」の具体的取組みとして、②の埋蔵文化財の包蔵地に準じて規制がかかる「周辺地」の範囲を縮小する方向で見直します。また、③の飯盛城跡とその城主の三好長慶、④の平野屋新田会所跡などを歴史的資産として取り上げ、市の内外に理解を広げる事業を継続して実施すること、⑤の大東の歴史をより身近に感じて頂くための市史まんが古代編を発行すること、⑥、⑦、⑧の歴史民俗資料館の活動のより積極的な活動と開館時間を30分早めることにより、来館者の増加を目指す事業を実施することとしています。

以上が生涯学習部の平成29年度の重点目標です。よろしくご検討の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

亀岡教育長

それでは、この案件に関しまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

太田委員

放課後児童クラブについて、諸福小と三箇小の児童クラブの教室の増設と書かれていますが、現在どういう状況にあるのか、何名くらい在籍で、人口密度等はどれくらいなのかお聞きしたいです。

南田部長

現在、放課後児童クラブは、12小学校で23教室ございます。三箇小学校だけが1教室となっております。一昨年度に制定しました放課後児童クラブの基準を定める条例がございまして、その中では、1人につき1.65平方メートルが基準になっておりまして、多少の上下はありますが、このあたりという状況です。登録者数につ

きましては、全部で1100人近くになっております。それから、登録率につきましては、小学生全体では25%弱くらいです。ただ、1年生に関しては、多いところでは、過半数を超えているところもございます。

水野委員

「はじめに」の下から2行目、新の方では「市民が住み続け人々が住みたくなる」、旧では「人々が住みたくなる」となっていますが、これはなぜこういう文言に変えられたのか理由をお聞かせいただきたいというのが1点目です。

2点目が、3ページの④図書館の取組みのところ、「図書館の将来のあり方について研究を進める」とありますが、現時点でどのような方向性の研究で考えられているのかというのがもしあればお願いいたします。

南田部長

まず、1点目の「はじめに」ですが、人々が住み続けるというのは、やはり文化財を皆さんから身近に感じていただきまして、郷土に誇りを持って、いま住んでいる人もずっと住んでもらうということが必要ではないかということで変更しております。

2点目の図書館の将来像ですが、現状で言いますと、図書館の貸出者数、それから利用者数、ともに漸減傾向が続いております、これはスマホや読書離れなどいろいろな原因があると思うのですが、その中で図書館をよく利用してもらうにはどうすればいいのか、いま進んでいる中では、電子媒体の書籍をどうするか、いまの読書通帳をどうするのか。あるいは、この頃、高齢者を中心に滞在型の利用者が多いですが、こういう利用を広げていくのか。そういった分野で検討ということを考えていますが、まだ結論は出ていません。

水野委員

1点目については、人々が住みたくなるだけでは、いまの市民の方々が住み続けるというニュアンスが少し弱いかなということで変えられたのですね。

南田部長

はい。

水野委員

2点目の図書館の研究については、これから進められるのだなと

ということがよく分かったのですが、図書館機能をより充実させていって貸出数を増やすというのは、もちろん電子化等も必要だと思うのですが、図書館という場を利用して、他の子育て支援の機能など、図書館に何かをくっつけていくというような議論も最近よく耳にしますので、できればそのあたりも研究を進めていただければと思いました。

南田部長

読み聞かせは、1か月に3回行っておりまして、そこから広げられないかという研究はしております。

水野委員

託児があったりとかですか。

南田部長

託児ではなく、子どもたちへの読み聞かせですから、その時にお母さんが一緒に入ってもらえることが多いですので、そこでどういふふうな発展があるかというのは、まだそこまでは。

水野委員

最近、図書館に親御さんが子どもと一緒に来て、託児機能があって、ちょっと子どもから離れてほっとするレスパイト的な機能を図書館が持つという記事も読んだことがあったので、もしその方向性だったらすごく興味深いなと思ったので質問させていただきました。

花田委員

今のご意見は、いろいろな考え方があると思うのですが、むしろ小さいお子さんと来ていただいて、親子が一緒に本を楽しむ、そういうことを経験する機会を提供する場が図書館ではないかと。子どもと離れてということを進めるのか、あるいは、親子としてということか、どちらかと言えば、私は、図書館の本来の機能からすれば、親子で楽しむという方ではないかなと思いました。

3ページの⑤のところに「大東市図書館を使った調べる学習コンクール」がありますが、昨年発表のときに聞かせていただきましたが、非常によい試みだなと思いましたのと、その内容が素晴らしくて本当にびっくりいたしました。こういったことを通じて、学校でまた呼びかけていただいたら、図書館を使うお子さんたち、ひいては家族の方が増えるのかなと思いますので、ぜひそういうのも活用

して、利用者を増やしていただけたらなと思います。

南田部長

調べる学習コンクールについては、私たちもかなりいいものができたというふうに思っております、これから継続していきたいと思っております。今年度は、学校にいろいろご協力いただきましたので、来年度もぜひお願いしたいと思っております。

田中委員

小学校の図書館のパソコンなどに、大東市の図書館にどういう資料があるかというのを調べられるようなシステムはあるのですか。

南田部長

公立図書館には図書館システムというのがあって、データも出すことができます。ただ、そのデータが50万件くらいあるので、学校にもパソコンはあるのですが、そのシステムが入るかどうか、入ったとしても継続するようなアプリケーションが入っているかどうかというのは少し疑問なところがあります。学校図書館には別の図書館システムが入っていて、電子媒体同士の結びつきというのはなかなか難しいので、うまく使えるかどうかはかなり不透明なところだというふうに思っています。

田中委員

例えば、子どもたちが何か研究テーマがあって調べたいときに、どの図書館にどんな資料があるのかということが、事前に学校の中のデータとして調べられるようなところがあれば、じゃあ中央図書館に行けばその資料が出せるというふうに分かるととても調べやすいなと思います。

南田部長

公立図書館の蔵書につきましては、ウェブ上で検索することができます。ですので、職員室などのパソコンがウェブで検索できる機能があればそこでできます。

田中委員

利用させていただきます。

花田委員

学校の図書館でそういうことを児童、生徒にやってもらうとか、こうやったら探せますよということを教えて差し上げたらいいと思いますね。図書館には予約機能もありますよね。各家庭から検索できるということは、学校からもできると思うので、ウェブのここから検索すればいいですということを学校で一度教えてあげたら

亀岡教育長

いいかと思えます。

他にございませんか。無いようですので、この案件につきまして、賛成の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

それでは、この案件に関しまして承認といたします。

・・・・・・以下、一般業務報告につき要点のみを記載・・・・・・

①大東市外国人学校運営補助金交付要綱を廃止する要綱について

⇒大東市外国人学校運営補助金交付要綱を廃止することについて、経緯等を報告。平成29年2月10日付けで公布、同日施行。

②平成28年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果の概要について

⇒小学校第5学年、中学校第2学年を対象に実施された平成28年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査について、結果の概要等を報告。

③平成29年度中学生チャレンジテスト 実施要領について

⇒中学校第1、2学年は平成30年1月11日（木）、第3学年は平成29年6月21日（水）に実施される中学生チャレンジテストの実施について、調査目的、内容等を報告。

④大東市立歴史とスポーツふれあいセンター条例の一部を改正する条例について

⇒大東市立歴史とスポーツふれあいセンター内にある歴史民俗資

料館の開館時間を「午前9時30分から午後7時30分まで」に改めるもの。

以上

平成29年3月27日

亀岡教育長

太田委員